

# 公 示

公示第9号

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号による書面の記載事項について

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号の規定に基く書面の記載事項について、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武 藤 秀 一

## 記

### 記載事項

- (1) 休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- (2) その他当該路線を巡る状況の変化等

### 附 則

この公示は、平成14年7月1日から適用する。